

平成24年度 第2回機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成25年2月5日（火）15:00～17:00

2. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 3階 翡翠

3. 議 事

(1) 機関保証制度加入者の返還金回収状況及び将来のリスク分析

(2) 自由討議

(3) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員)

黒木委員、鈴木委員、宗野委員、馬場委員、林委員（委員長）、阿部委員、月岡委員

(□オブザーバー)

日本国際教育支援協会 井上理事長

(○機構)

石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、金井債権管理部次長、天羽機関保証業務課長

(■協会)

大森機関保証センター長

(●分析業務受託業者)

プライスウォーターハウスクーパース株式会社（PWC）

5. 議事概要

・ 議事（1）について、分析業務受託業者から説明を行った。

・ 議事（2）自由討議

（質疑応答概要）

◎ 委員

代位弁済時破産債権に回収を見込んでいるが、どういう場合を想定しているのか。免責決定されたような場合だと全く回収できないが、民事再生のものを含むのか。

● 分析業務受託業者

民事再生による返済のほか、弁護士からの受任通知を受理した時点で代位弁済したが、結

局破産に至らなかったものからの返済や配当による返済等が含まれている。

◎ 委員

免責等により、保証機関が一切回収しようのない債権の比率はわかるか。これは代位弁済時破産債権の回収率算定の分母に含めているのか。

● 分析業務受託業者

代位弁済時破産債権額の比率は、代位弁済額の1割程度になっている。また、保証機関が一切回収しようのない債権は代位弁済時破産債権の回収率算定の分母に含めている。

◎ 委員

回収できる可能性がある代位弁済時破産債権の中でどれだけ回収できたかというのを率として出した方が改善が分かりやすいのではないか。免責等により、保証機関が一切回収のしようのない債権を分母に含めると、今後、代位弁済時破産債権が増えたときに、代位弁済時破産債権の回収が悪くなっているように見えてしまうので誤解を招くように思う。

◎ 委員

財政収支シミュレーションにおける提言事項の「施策実施後、効果について改めて検証することが望ましいと考えられる」というのは、今後、保証機関において法的措置を取り入れたことを踏まえてさらに検証を進めていくということか。

● 分析業務受託業者

そのとおりである。

◎ 委員

リスクケースにおけるシミュレーションは、20%のストレスを与えた結果、赤字が発生するとのことだったが、たとえば、ストレスの割合を何%にした場合は収支相償になるのか。

● 分析業務受託業者

ストレスを10%とした場合は、新たな施策を導入しなくても、平成49年度の単年度収支は黒字になる計算だった。

◎ 委員

新たな施策を導入したうえで、ストレスを何%にすれば収支相償になるのかを出してほしい。20%のストレスは少し高い印象がある。

◎ 委員

保証機関は、平成25年度に支払督促申立予告を50件発出するとのことだが、この件数の根拠はなにか。目玉の施策としている割に件数が少ないという印象がある。

◎ 委員

人的保証とのバランスをとる必要もあることから、見込んだ数字である。

◎ 委員

リスクケースにおけるシミュレーションにおいて、20%のストレスというのは一般的なもののか。また、ストレスは、具体的にどこにかけているのか。

● 分析業務受託業者

一般的に、ストレスのかけ方は、行うシミュレーションによって変わってくるものだが、今回は2年間の実績で20年分のシミュレーションを行う必要がある以上、ある程度の下振れリスクを加味する必要がある。一般的に、20%のストレスならば、リスクを加味していると考えられる。

具体的にストレスをかけているのは、代位弁済後回収率と運用金利である。保証機関の収入は、保証料、代位弁済後回収額、運用金利の三つから構成されている。保証料については、動きがないものとしてストレスをかけていない。このほか、コストについて、代位弁済後回収額が減るため、サービスへのコストが減少することも踏まえている。

◎ 委員

平成25年度から法的措置を導入した場合、脱落者に対しても抑止力の効果があらわれるのではないかと思われる。

また、実際は、法的措置効果反映前の中立ケースと法的措置効果反映後のリスクケース大抵この二つのケースの真ん中に落ち着くと思っておけばよいか。

● 分析業務受託業者

保証機関が法的措置を導入することを決めているので、法的措置効果反映後のケースを見るべきである。法的措置効果反映前のケースについては、あくまで参考資料として考えて頂きたい。法的措置効果反映後、どれ位の幅の中で収支が出るのかというところの幅がリスクケースと中立ケースの間であるという見方をしている。

◎ 委員

支払督促申立予告はあくまで警告であり、予告をしたが結局申立をしなかったとしても法的に問題があるわけではない。保証機関の体制がまだ整っていないこともあるのかもしれないが、支払督促申立予告の件数はもっと増やしてもよいのではないか。あるいは、サービスの督促架電等で、支払督促申立予告の予告のようなことをしてもらうことなども考えられてもよいのではないか。

◎ 委員

返済を開始する段階から法的措置について言及しておくことで、抑止の効果が一層期待で

きるのではないか。

◎ 委員

サービスの有効活用については、次回のテーマ「機関保証における求償権の回収促進策」の一環となるだろう。サービスをどう活用していくかということが今後のポイントでもあるだろう。

◎ 委員

現在、サービスがどのような文書や架電によって督促をしているのか、サンプルをいただけると検討しやすい。

◎ 委員

サービスがどのような文書や架電によって督促をしているのかについては、次回委員会の資料として提出していただきたい。サービスをどのように有効活用するかで今後の回収に影響を与えることになると思う。

□ オブザーバー

法的措置やサービスの活用は、非常に重要な論点であると思う。法的措置にどの程度の効果があるかについては、コストなども踏まえて考える必要がある。機関保証における法的措置をどのように行っていくかについては、今後も多方面からご審議を頂ければありがたい。

◎ 委員

求償権の回収について強い態度をとっていることを社会に知ってもらうことが重要だと思う。法的措置の導入については、アナウンスメント効果による社会的影響、実際の効果以外の効果も見込まないといけないのではないか。

・議事（3）について、事務局から連絡を行った。

（了）